

西川中学校 令和7年度部活動方針

(1) 部活動休止日

ア 平日：2日

※毎週月曜日、木曜日を「部活動休止日」として定時退校日とする。

※ただし、部活動強化期間（大会前3週間）は木曜日の活動を可とする。

イ 週休日：1日以上（原則日曜日とする）

※月に2回、週末（土日）の部活動を行わない週を設けることとする。

※ただし、日曜日に練習試合がありやむを得ず活動を行う場合は、校長の承認を得て直近の土曜日を休養日とする。

※大会が土・日曜日の両日に行われる場合は、大会の状況に応じて校長の承認を得て参加を認める場合がある。

(2) 活動時間

ア 平日：2時間程度

イ 週休日：3時間程度

(3) 長期休業日（夏季休業【夏休み】・年末年始休業【冬休み】・学年末学年始休業【春休み】）

ア 平日の活動時間は3時間程度とする。

イ 土曜日及び日曜日は両日休養日とし、『家族と過ごす日』とする。

※ただし、大会がある場合は校長の承認を得て参加することができる。

ウ 各部活動で、ある程度連続した長期の休養期間を設ける。

エ 長期休業期間の部活動は各休業日の日数の2分の1を超えないものとする。

(4) 西川中学校の部活動休止日

ア 夏季休業中の学校閉庁日（4日間）

イ 年末年始の休日（12/29～1/3）

(5) 始業前練習について

ア 禁止とする。

(6) その他

ア 平日の活動終了予定時刻は、通年18：20までとする。

イ 中体連主催（中体連に準じる団体も含む）の大会、主要コンクール（吹奏楽）の前3週間を『部活動強化期間』とする。

ウ 部活動強化期間内で、校長の承認のもと大会や練習会等に参加し、止むを得ず土曜日・日曜日に連続して活動する場合には、その分の休養日を部活動強化期間前後に振り替える。

エ 定期テストの3日前からテスト当日までの5日間を部活動休止日とする。

- ・5/27～6/13、9/9～9/19 部活動強化期間：木曜日も部活動を可とする。
- ・地区総体後、上位大会に出場する部は大会まで木曜日も部活動を可とする。新人総体も同様とする。
- ・カヌー部と吹奏楽部は大会日程が異なることから、地区総体やそれに準ずる大会の前3週間を部活動強化期間として木曜日も部活動を可とする。上位大会出場の場合も他の部と同様とする。